

# 群馬県最低賃金

78円UP!

# 1,063円

時間額

## 令和8年3月1日発効



厚生労働省 たしかめたん



チェックマン

## 賃金引き上げの支援策をご活用ください！

### 厚生労働省「業務改善助成金」

令和8年1月31日までに事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業を対象に、その費用の一部を助成します。

- ▶業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440
- ▶申請先：群馬労働局雇用環境・均等室 ☎ 027-896-4739



### 群馬県「ぐんま賃上げ促進支援金」

令和7年11月30日までに従業員の賃金を5%以上引き上げた県内の中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円(最大20人分)を支給します。

- ▶ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局 ☎ 050-6883-8771
- ▶申請期限：令和7年12月26日（金）
- ▶申請先：特設サイトから申請してください。



## 最低賃金

- ◇年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
- ◇最低賃金未滿の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
- ◇都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
- ◇産業によっては、特定最低賃金が適用！
- ◇地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

### 最低賃金の比較方法

- 1 時間給の場合    時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 2 日給の場合    日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 3 月給の場合    月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 4 上記1～3の組み合わせの場合    それぞれ上記の1、3の式により時間額  
例えば基本給が時間給制で各手当    を換算し、それらを合計したものを最低  
（職務手当など）が月給制などの場合    賃金額（時間額）と比較します。

### 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日への労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



正社員、パート、アルバイトなど、  
年齢に関係なく、学生さんも含め  
働くすべての人と雇う人のためのルールです！

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージをチェック！

